

平成28年度

九州食料・農業・農村情勢報告の概要

平成29年7月

九州農政局

平成28年度情勢報告の構成

○熊本地震からの復旧・復興

○トピックス編

◆28年度における九州農業・農政のトピックス

○特集編

◆農林水産物・食品の輸出促進と6次産業化

第1章 輸出促進の現状

第2章 輸出促進の課題と今後の方向性

第3章 輸出促進への支援

第4章 6次産業化の現状と課題

○動向編

◆九州の農業をめぐる主な動き

第1章 九州農業の動向

第2章 食料自給率向上と食の安全の確保に向けた取組

第3章 農業の持続的発展に向けて

第4章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

○巻末資料

◆農林水産祭参加表彰行事の農林水産大臣賞受賞者一覧

◆参考付表

○熊本地震からの復旧・復興

- 平成29(2017)年4月10日現在の被害額は、農作物等607億円、農地・農業用施設関係713億円など合計1,794億円にのぼっています。
- 被災地の実態把握のため、農林水産大臣等の現地調査が実施されました。
- 措置された予算等を活用して、復旧・復興に向けた取組を支援しています。

◆農林水産関係被害の概要

区分	被害額(億円)
農作物等	607.3
農地・農業用施設関係	713.2
林野関係	439.7
水産関係	33.4
合計	1,793.6

平成29年4月10日10時00分現在

◆現地調査



農地の地割れ状況を視察する森山農林水産大臣



畜産施設の被害説明を受ける、磯崎農林水産副大臣



陥没した農地の説明を受ける山本農林水産大臣



農業生産法人で施設被害の説明を受ける佐藤農林水産大臣政務官

◆復旧・復興への予算措置

◆熊本地震復旧等予備費（平成28年度補正予算）

第1弾→5月31日 閣議決定(85.8億円)

・経営体育成支援事業に必要な経費 等

第2弾→6月14日 閣議決定(9.6億円)

・国有林野内治山事業に必要な経費 等

第3弾→6月28日 閣議決定(20.5億円)

・耕種作物共同利用施設の整備に必要な経費 等

第4弾→7月26日 閣議決定(54.6億円)

・農畜産物共同利用施設等の整備に必要な経費 等

◆平成28年度第2次補正予算

(平成28年10月11日成立)

◆平成28年度第3次補正予算

(平成29年1月31日成立)

◆平成28年熊本地震による災害を激甚災害に指定

▪ 補助率のかさ上げ

◆復旧・復興の状況

- 震災後、水田では水稲作付に間に合うよう、農地や水路等で災害査定前の応急復旧工事が行われ、水稲が作付できなくなった水田では大豆や飼料作物等へ作物転換が図られました。
- カントリーエレベーターやライスセンター等共同利用施設については、機能強化や再編統合を図るなど、単なる現状復旧ではなく、本格的な施設の改修や整備が進められています。
- 農地、ため池、水路、農道等の復旧については、現在、県や市町村において本格的な災害復旧工事が進められています。なお、熊本県では、創造的な復興として、農地の区画拡大と併せた農地集積などの整備が進められています。
- 農業者が所有する農業用倉庫や畜舎、農業用機械等の再建・修繕については、被災農業者向け経営体育成支援事業により、農業者の申請に基づき順次支援の手続きを進めています。



被災を受けた施設(奥)と、
生育中の大豆ほ場(手前)



被災直後の施設



移動式ポンプ車による
ため池からの排水
(西原村)

〇トピックス編

1 平成28年度農林水産祭で九州から 2部門の天皇杯

本文P19~21

園芸部門と蚕糸・地域特産部門において、天皇杯受賞者が誕生しました。

【園芸部門】

ながさき西海農業協同組合させぼ地区
かんきつ部会(長崎県佐世保市)
～高糖度みかんのブランド化で全国トップクラス
の高単価を実現～

徹底した栽培管理体制で
高品質・高単価の商品を
実現してきました。



部会役員とご家族の皆さん

【蚕糸・地域特産部門】

ひかわちょう
早川 猛・早川克美(熊本県氷川町)
～最高級畳表の生産による熊本県産畳表のブラ
ンド化への貢献～

機械の導入や改良を積極的に進め、
また、畳表の製織や体験研修にも
携わっています。



早川猛・克美さんご夫妻

2 鹿児島県で確認されたミカンコミ バエ種群の根絶への取組

本文P22~23

地域一丸となった緊急防除や寄主植物の除
去作業が円滑に実施され、約7か月間という
短い期間でミカンコミバエ種群が根絶。平成28
(2016)年7月14日に緊急防除が解除。

テックス板(誘引剤と殺虫剤を染みこませた木質
繊維の板)の設置など、カンキツ類等の寄主植
物の果実の除去を実施しました。



テックス板設置の様子



寄主植物の除去作業の様子

3 高度な衛生管理基準に適合した輸出対応型食肉処理施設が竣工

本文P24~25

株式会社大分県畜産公社では、米国等の輸出相手国が求める施設構造の基準等を満たす高度な衛生管理基準に適合した新施設の整備を行い、平成28(2016)年8月22日から稼働しています。

◆平成30(2018)年度を目処に、「おおいた豊後牛」の米国輸出を目指しています。



新設された輸出対応型食肉処理施設

4 地域資源を活かした6次産業化の取組

本文P26~27

農事組合法人^{あしかり}芦刈農産は、高齢化や担い手不足が進む中、集落営農組織を法人化し、地域農業の担い手として活動するとともに6次産業化の取り組みを行っています。

◆平成28(2016)年6月には、直売所「芦刈農産のお店」を開設しました。

◆商標登録しブランド化したかんしょ「はるか姫」の加工品を製造販売。

☆平成28(2016)年度全国優良経営体表彰の集落営農部門において農林水産大臣賞を受賞。



平成28年6月にオープンした直売所



芦刈農産の従業員と主要製品の「はるか姫」

5 国営施設機能保全事業「筑後川中流地区」に着手

本文P28~30

本地区の農業水利施設は、前歴の事業造成から概ね20年以上が経過し、基幹的な堰の電気設備やゲート設備の性能が低下していました。このことから、新たに事業を展開して、農業用水の安定供給と維持管理費や労力の軽減を図り、農業生産性・経営の安定を図ることにしています。



主ローラ作動不良と腐食

本地区は、福岡県の南部を流れる筑後川の中流域に位置し、受益面積は5,194haで、なかでも、レタス、ねぎ、ほうれんそう、こまつなの作付面積は県内シェアの6割以上を占める農業地帯です。



筑後川中流地区 受益地全景(上流側から望む)

事業概要

関係市町	福岡県久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、三井郡大刀洗町	
受益面積	5,194ha	
事業期間	平成28年度～平成37年度(予定)	
事業費	22億円(平成27年度単価)	
主要工事	頭首工(改修)	1ヶ所
	用水路(改修)	6.9km
	水管理施設(改修)	一式



レタスの作付け



三連水車の里あさくら

6 ディスカバー農山漁村の宝(第3回)に九州から3地区選定

本文P31~32

「ディスカバー農山漁村の宝」とは、「強い農林水産業」「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国に発信する取組です。九州から3地区選定は第1回に続くものです。

【高千穂ムラたび協議会】
「プロデュース賞」
(宮崎県高千穂町)
～限界集落が挑戦する
未来のムラづくり～

若者中心の組織運営を行い、地元の希少食材や集落の伝統料理を農家民宿や古民家食堂で提供しています。



エコミュージアム施設で食事を提供

【城島町土地改良区】
(福岡県久留米市)
～蘇る酒どころ城島、豊かな環境を次世代へ繋ぐ城島！～

地域住民と共に、酒米を作る水田の水管理や農地や景観の維持管理活動などに取り組んでいます。



「城島酒蔵びらき」で出品された地酒

【NPO法人安心院町グリーンツーリズム研究会】
(大分県宇佐市)

～グリーンツーリズムの発祥の地「安心院町」～
先進地である欧州研修や農泊実践者向けの研修会、農泊家庭の料理を集めた食のイベント等を開催しています。



グリーンツーリズム欧州研修

7 こうのみぞ ひやくたろうみぞ 幸野溝・百太郎溝水路群が 「世界かんがい施設遺産」に登録

本文P33~34

世界かんがい施設遺産は、建設から100年以上経過し、かんがい農業の発展に貢献したもの、卓越した技術により建設されたもの等、歴史的・技術的・社会的価値のあるかんがい施設として登録されたものです。日本国内の登録施設は、今回登録の「幸野溝・百太郎溝水路群」を含め、27施設で、このうち九州は3施設となりました。

世界かんがい施設遺産位置図（九州内）



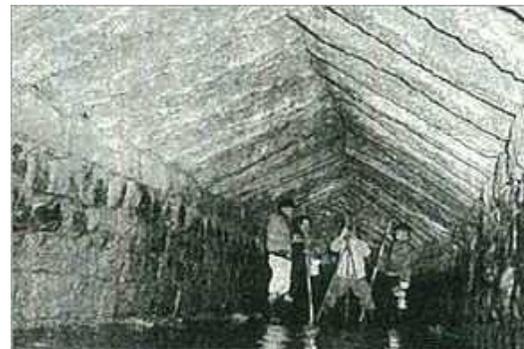
【幸野溝・百太郎溝水路群】

(熊本県湯前町、多良木町、あさぎり町、錦町)

幸野溝・百太郎溝水路群は、約300年前に建設され、現在も2,822haの農地にかんがいでいます。

幸野溝の水路トンネル内部の一部は合掌造りと呼ばれる建築様式で日本最古のものです。

百太郎溝は、農民総出の手掘りで、5期数百年に渡って建設された、まさに農民の血と汗の結晶の用水路です。



幸野溝トンネル内部(当時)

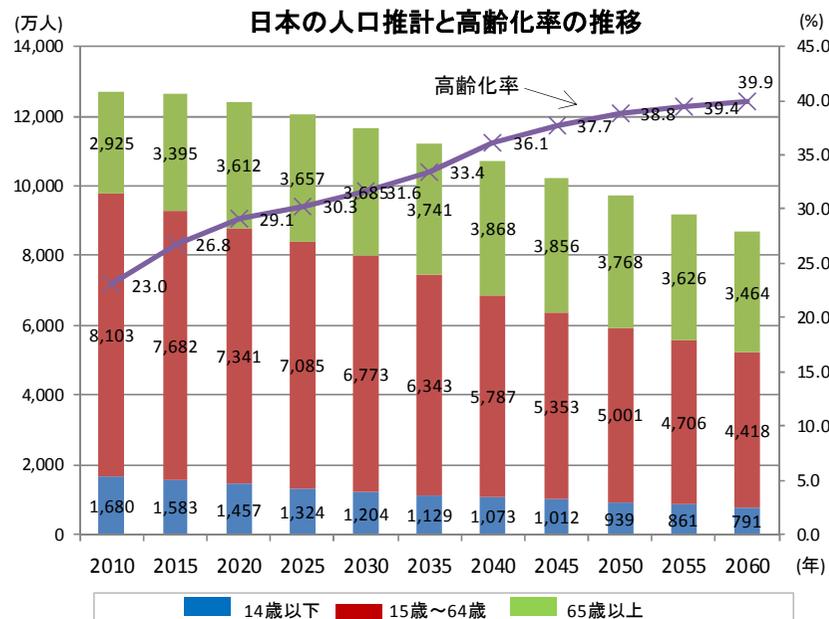


百太郎溝堰想像図(壁画)

農林水産物・食品の輸出促進と6次産業化

農林水産物・食品の輸出促進と6次産業化

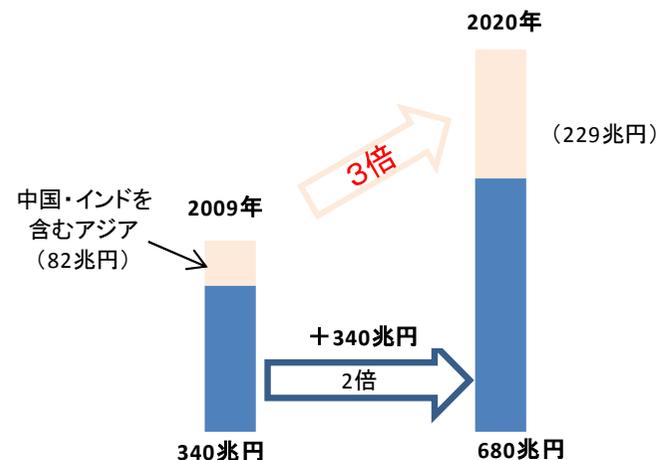
- 日本国内のマーケットは、少子高齢化等により縮小する見込みである一方、海外では各地に日本食レストランが増え、日本食に対する志向の高まりがみられます。
- アジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加や人口の増加等により、今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが存在します。
- 農林水産物・食品の新たな販路拡大に繋がる輸出に取り組むことによって、所得の向上、国内価格の変動に対するリスク軽減が図られ、農林水産業の成長産業化が期待されます。
- 6次産業化の取り組みは、従来の農産物に付加価値を与えることにより、より良い価格で販売することが可能となることから、国内ばかりでなく、海外への輸出展開も図られると考えられます。



資料：平成22年までは総務省「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

※ 高齢化率は65歳以上の占める割合。

現在340兆円の世界の食の市場規模は、平成32年には680兆円に倍増との推計。



資料：農林水産省「農林水産物・食品の輸出促進に向けて」（平成25年4月）

1 輸出の現状

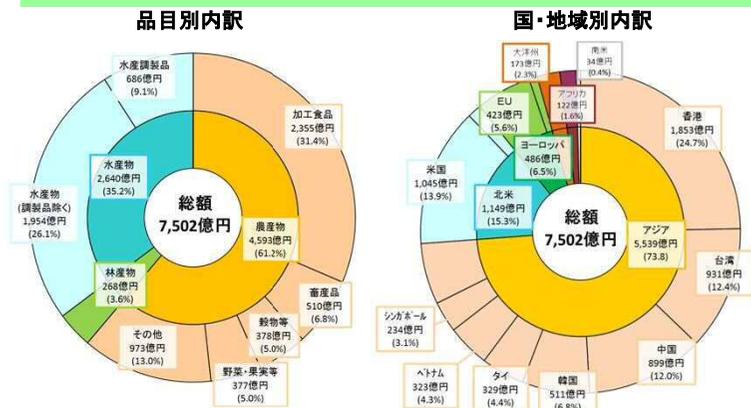
(1) 全国の輸出の動き(農林水産物・食品輸出の現状)

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、平成32年の農林水産物・食品の輸出目標額1兆円を前倒しで実現するため、現在、輸出額1兆円目標の達成に向け、品目別輸出団体によるオールジャパンのプロモーションを始め、輸出拡大に向けた取組を進めています。
- さらに、平成28年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、輸出促進の加速化を図ることとなっています。
- 平成28年11月には、「農林水産業・地域の活力創造本部」において「農業競争力強化プログラム」が決定され、この中で戦略的輸出体制の整備が掲げられました。

(2) 九州における輸出の動き

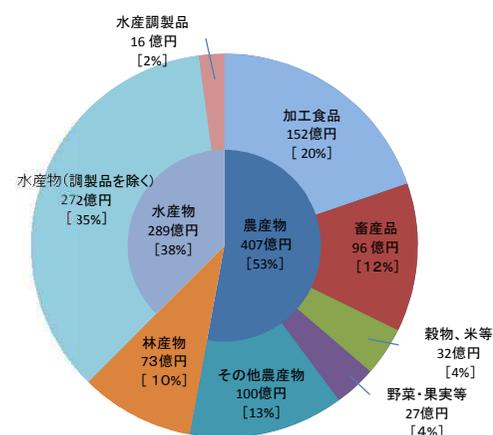
- 九州産品は九州の港等(港や空港)から輸出されるものと九州以外の港等から輸出される一方、九州以外の産品が九州内の港等から輸出されている場合があることから、一つの参考として貿易統計(門司及び長崎税関)のデータを用い、九州の港等からの輸出動向をみました。
- 平成28年の九州の港等からの輸出額は769億円。内訳は、農産物が407億円(前年比+2.6%)、林産物73億円(前年比-7.5%)、水産物289億円(前年比-5.4%)。
- 輸出先については、1位が米国、2位が韓国、3位が台湾、地域別ではアジアが73.9%、北米が19.3%を占めます。

平成28(2016)年 全国の農林水産物・食品の輸出状況



資料：農林水産省「農林水産物・食品の輸出促進に向けて」(平成28年4月)
※ カッコ内は輸出総額に占める割合

(平成28年 総額：769億円)



九州の港等からの農林水産物・食品の品目別輸出額(品目別)

品目	平成27年 2015年	平成28年 2016年	増減率
農林水産物	781	769	▲1.6%
農産物	398	407	2.6%
加工食品 (アルコール飲料、清涼飲料水、調味料等)	129	152	18.2%
畜産品 (食肉、鶏卵、牛・豚等の皮等)	86	96	11.1%
穀物等 (小麦粉、糖類、米等)	30	32	5.3%
野菜・果実等 (青果物、きのこ、ジュース等)	25	27	8.4%
その他農産物 (たばこ、種米、種用種の種、茶等)	126	100	▲20.9%
林産物	79	73	▲7.5%
水産物	305	289	▲5.4%
水産物(調製品除く) (生鮮魚介類等)	291	272	▲6.3%
水産調製品 (水産缶詰、練り製品等)	14	16	13.8%

料：貿易統計(門司及び長崎税関)から九州内の港等からの輸出額を九州農政局で集計したもの。
注：数値は四捨五入の時間案で、計と内訳が一致しない場合がある。

(3) 九州各県における取組状況

○ 各県の現状の輸出促進の取組み状況は、以下のとおりです。

◆福岡県

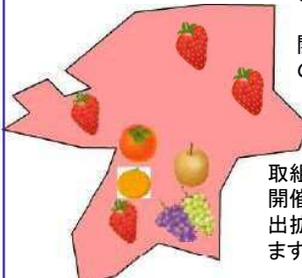
－輸出量の多い品目は、みかん、いちご－

【福岡県27年度輸出実績】

「いちご(あまおう)→香港等	87t
「なし」→香港、シンガポール等	24t
「ぶどう」→香港等	20t
「みかん」→台湾、カナダ等	111t
「柿」→香港、タイ等	47t

福岡県、県農協中央会及び全農県本部など20団体からなる福岡県産品輸出促進協議会が県産品の海外における市場開拓と輸出振興を進めています。

また、販売促進フェア開催による県産農産物の輸出拡大、一流シェフの招聘や海外の料理教室の活用などの日本食をコンセプトとした取組、輸出促進セミナーの開催、九州一体となった輸出拡大の取組等を行っています。



◆佐賀県

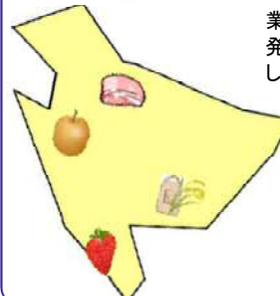
－輸出量の多い品目は、みかん、牛肉－

【佐賀県27年度輸出実績】

「露地みかん」→カナダ、香港等	697.6t
「ハウスみかん」→香港	2.7t
「いちご」→香港、シンガポール	6.2t
「日本なし」→香港	5.2t
「牛肉」→香港、シンガポール等	46.2t
「コマ」→シンガポール、香港	9.2t

佐賀市など7市、県農協など3農協からなる佐賀県農林水産物等輸出促進協議会を設立し、海外市場への販路を開拓し、輸出拡大を図っています。

また、県の補助事業として、事業者が行う輸出に向けた製品開発や海外販路開拓の取組に対して補助する「Oishi!SAGA輸出チャレンジ支援事業」の展開や輸出モデルを構築する「県産品輸出可能性等調査事業」を実施しています。



◆長崎県

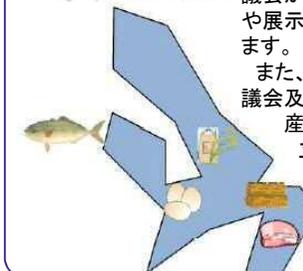
－輸出量の多い品目は、水産物、鶏卵、みかん－

【長崎県27年度輸出実績】

「みかん」→カナダ	70.4t
「鶏卵」→香港	85.3t
「牛肉」→タイ、ベトナム等	3.3t
「コマ」→マカオ、シンガポール	18.3t
「水産物」※マイ、マゴロ等	
→韓国、中国等	667t
「木材」→韓国、中国	17,653㎡

県は、輸出を通じた適正な価格の形成、多様な漁業生産体制の維持・強化を目的とした「長崎県水産物輸出戦略」を策定し、県内の10団体から構成される長崎県水産物海外普及協議会が現地百貨店でのフェアや展示会への出展を行っています。

また、長崎県農産物輸出協議会及び長崎県産地ブランド産品輸出促進協議会も設立され、農産物や手延べそうめんなどの販路開拓等を実施しています。



◆熊本県

－輸出量の多い品目は、水産物、みかん、かんしょ、牛肉－

【熊本県27年度輸出実績】

「温州みかん」→カナダ、香港等	494t
「かんしょ」→香港、シンガポール	91t
「牛肉」→香港、米国等	46t
「いちご」→香港等	26t
「フリ、マイ等」→米国、韓国等	1,829t
「木材」→韓国、中国等	102,113㎡

県の補助金として、海外展開チャレンジ支援事業費補助金とくまもと雇用創出総合プロジェクト(海外展開事業費)補助金が設けられています。

熊本県農畜産物輸出促進協議会は、県産の玄米を香港等へフレコン輸送し、農機メーカーと連携して輸出先での精米体制を構築しています。



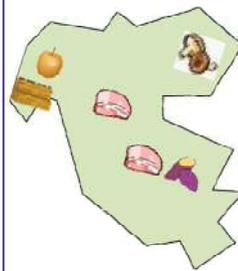
◆大分県

－輸出量の多い品目は、水産物、なし、かんしょ－

【大分県27年度輸出実績】

「日本なし」→台湾、香港等	99.6t
「かんしょ」→香港、シンガポール等	45.9t
「乾しいたけ」→香港、台湾等	1.9t
「牛肉」→タイ、香港等	3.3t
「養魚ブリ他」→北米、香港等	618.4t
「木材」→中国、韓国等	58,303㎡

県は、JA、園芸連などで、ブランドおいた輸出促進協議会を設立し、農産部会、水産部会、林産部会、畜産部会からの負担金と県負担金を活用して、各種商談会への参加、バイヤーの招聘、販売促進活動などを行っています。



◆宮崎県

－輸出量の多い品目は、かんしょ、牛肉水産物－

【宮崎県27年度輸出実績】

「かんしょ」→香港、シンガポール	621t
「牛肉」→香港、米国	209t
「養殖ブリ等」→香港、EU等	293t
「木材」→香港等	44,452㎡

県では、県産食品の輸出促進に向けた取組の拡大を図ることを目的として、国際見本市、商談会、物産展等への出展料、商品開発費、国際認証取得費などに係る経費の一部を助成しています。

また、無料の翻訳サービスを提供するサポートデスクを設置し、国際見本市や商談会等への参加に伴う事前準備から商談成立に至るまでに必要となる電子メール、チラシ、商品ラベルなどの翻訳を行っています。



◆鹿児島県

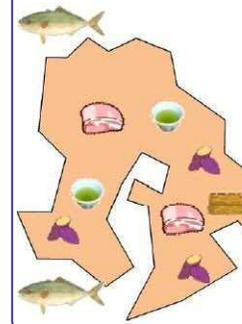
－輸出量の多い品目は、水産物、牛肉、かんしょ－

【鹿児島県27年度輸出実績】

「かんしょ」→香港等	211t
「緑茶」→米国、台湾等	93t
「牛肉」→香港、シンガポール等	657t
「豚豚肉」→シンガポール、香港等	36t
「フリ、カンパチ等」→米国、EU等	3,534t
「木材」→中国、台湾等	87,028㎡

県では「かごしまの農畜産物輸出倍増事業」によりGLOBAL G.A.P.やハラル認証など輸出先国で差別化が図れる認証の取得、国内外で開催される海外バイヤーが参加する見本市や商談会への参加等による販売促進活動などの取組を支援しています。

また、茶の輸出については、かごしま茶輸出対策実施本部を設置し、輸出相手国ごとに異なる残留農薬基準等に対応する「かごしま茶輸出サプライチェーンシステム(生産流通体制)」を構築しました。



(4) 九州地域における輸出事業者の取組状況

本文P56~62

○ 九州における野菜、果物、茶、肉、木材、魚などの品目分野で輸出に取り組まれている企業、生産者、組合等の取組状況

ア 九州農産物通商株式会社(福岡県福岡市)

－ 産地間連携による共同輸送、日本産品としてのPR －

福岡県内のJAグループと福岡県、九州地区の企業等が共同出資して平成20年に設立した貿易会社で、香港、台湾、タイ、シンガポール等において、九州はもとより、日本の各産地と連携し、現地の百貨店等で日本産果実を販売しています。

また、オールジャパンとして日本産果実を販売する常設の棚を設置し、ポスター等を用いてPR及び販売する取組を実施しています。



香港における常設棚

イ 株式会社くしまアオイファーム(宮崎県串間市)

－ 海外ニーズに合った小ぶりさつまいもの輸出 －

海外ニーズに合った小ぶりなさつまいもの栽培方法を導入するとともに、九州で最大のキュアリング機能(収穫時の傷を自然治癒し腐敗を防止)を有する貯蔵施設の強みを生かし、先進的な結露防止・鮮度保持袋の活用により、品質の良いさつまいもをシンガポール、香港、台湾等へ輸出しています。



輸出向け甘藷「おやついも」

ウ JA おおいた日田梨部会(大分県日田市)

－ 輸出先国の残留農薬基準をクリアした大玉梨の生産・出荷 －

台湾では大玉の梨が贈答用に用いられることから、ここにマーケットを見出し大玉の品種「新高」を輸出しています。

また、残留農薬基準の厳しい台湾向けには、台湾輸出防除暦を作成し、その防除暦に沿った栽培を行うことで残留農薬検査に対応し、順調に輸出を伸ばしています。



中秋節販促活動

エ 霧島製茶株式会社(鹿児島県霧島市)

－ 海外からの視察受け入れやホームページ(HP)を活用した情報発信による有機栽培茶の輸出 －

有機茶生産の先駆者として、土づくりや耕種的防除等により、地域の有機茶生産に関する技術を確認するとともに独自の販売ルートの開拓にも取り組み、生産から製造・加工・販売に至る一貫した経営を確立しています。

また、生産者の顔が見えることを活かし、海外バイヤーを茶畑に招くなどして、信頼関係の醸成を図っている。



霧島製茶(株)

オ 株式会社ミヤチク(宮崎県都城市)

－ 県産牛肉を世界に輸出 －

食肉処理等を行う株式会社ミヤチクは、対米牛肉輸出認定を受け、米国、カナダ、香港などへの牛肉輸出認定を取得しています。

牛肉の輸出拡大と豚肉の新たな輸出に取り組むため、国の補助事業を活用して、輸出先国の求める衛生基準を満たす整備を行い、牛肉をEUへの輸出を目指しています。



牛肉処理状況

カ 木材輸出戦略協議会(宮崎・鹿児島県)

－ 2県4森林組合の連携による木材輸出 －

宮崎県の都城森林組合及び南那珂森林組合、鹿児島県の曾於市森林組合及び曾於地区森林組合は、県境を越えた連携により木材の輸出を行っており、少子高齢化、住宅着工数の減少から海外に向けた木材輸出を目指しています。

また、木材輸出戦略協議会で連携することにより、国内需要の少ない大径材や低質材の定質、定量、定期的輸出が短期間で可能となり、山林所得の向上に寄与しています。



中国向け丸太積み込み状況

キ 東町漁業協同組合(鹿児島県出水郡)

－ 稚魚から出荷までブリの一貫生産によるブランド化と輸出の取組 －

東町漁業協同組合は、独自に開発した飼料を用いて、ブリの稚魚から出荷まで一貫生産による品質管理の徹底とブランド化「鱒王」を図り、輸出を伸ばしています。

同漁協の水産加工工場はHACCPの認証を受けた後、対EU水産物輸出施設、対中国輸出水産食品取扱施設、対ロシア輸出水産食品取扱施設の認定を受け、輸出を伸ばしてきました。



一環生産した早稲ブリ

2 6次産業化から輸出促進への現状

○ 6次産業化の取組みは、従来の農産物に付加価値を与えることにより、より良い価格で販売することが可能となることから、国内ばかりでなく、海外への輸出展開も図られると考えられます。

このため、総合化事業計画又は、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定事業者の方々においては、6次産業化の取組みの一つとして輸出を視野に入れることも有用と考えられます。

ア 有限会社宮川洋蘭(熊本県宇城市)

洋蘭の規格外品を用いてボトルフラワーの開発に着手し、新規事業立ち上げに伴う人員や資金の確保のため、国の補助事業(6次産業総合推進事業:新商品開発)を活用し、ドライ加工技術を習得し、販売に至っています。

現在では、国内販売だけでなくシンガポール等への輸出のほか、バンコクの契約会社と国際リレー栽培を開始し、欧州の種苗会社を通じ世界への販売を行っています。



ボトルフラワー

イ 株式会社ドリームファーマーズ(大分県宇佐市)

同社代表の宮田ファミリーぶどう園では、ぶどう栽培において、粒の不揃いや着色不良等の規格外品も生じることから、6次産業化法に基づく認定を受けて干しぶどう事業を展開することにより、ぶどうの美味しさを凝縮し、新しい個性として商品化しています。

同社では干しみかん「濃縮蜜柑」を米国に輸出しています。米国向けにはぶどうを使用した「ドライフルーツ」の輸出も視野に入れて商談を積極的に進めています。



ドライフーズ

ウ 有限会社すき特産(宮崎県小林市)

特産品である柚子や栗の生産農家が中心となり、販路拡大を目的に設立され、一次製品の選果・販売と菓子製造を主な事業として展開してきました。

柚子については、当社、柚子振興協議会及び一般生産者で栽培し、同社が果汁と果皮に分離する1次加工、ジュースやポン酢等を製造する2次加工を行っています。

また、6次産業化推進整備事業を活用して、酸化しない状態で長期保存が可能な柚子果汁を製造し、業務用シェアを拡大するとともに、柚子ジュースや柚子ポン酢ドレッシングの新商品の生産販売を行っており、その他、中国、香港、米国及びオーストラリアの日本食レストラン向けに柚子皮スライスを輸出しています。



すき特産販売商品

1 輸出品目別の課題と今後の方向性

◆穀物・米等

海外での商談会等では、米など穀物単品での提案ではなく、和食の材料として複数の製品の組み合わせによる提案や、調理器具等の関連商材等との組み合わせによる提案等を併せて行うことが重要です。

一方、輸出先国によっては、必要な措置を講じなければならない場合もあることから、我が国としても輸出先国に対して規制緩和の要請を行いつつ、他の方法で輸出の可能性等の情報提供を行い、輸出拡大を推進することが必要です。

◆野菜・果実等

各国別の検疫条件や残留農薬基準等に関しては、二国間協議が進められ、協議が調った後は、速やかな支援策等の情報提供を行うことが必要です。

特に、輸出額の実績が少ない葉物野菜等の青果物に関しては、産地間や品目間の連携を推進し、鮮度保持輸送技術・コールドチェーンの普及、流通ロットの拡大等の推進と合わせて、通年供給を可能とした輸出体制の構築が必要です。

産地間連携や品目間リレーを促進することにより、通年での棚の確保が可能となるよう、関係機関の協力や情報交換を行い、九州各県等が一体となった海外での商談会を継続して開催することが重要です。

◆茶等其他農産物

茶栽培において残留基準が設定されている農薬は多数ありますが、茶の非生産国である欧米等の国々では使用を前提とした残留農薬基準が定められていない農薬が多く、残留基準が厳しくなっています。

検疫条件や残留農薬の基準等に関する速やかな情報提供、「輸出相手国の残留農薬基準に対応した病害虫防除マニュアル等の普及に努めるとともに、北米地域や欧州地域等のオーガニックに関しては有機JAS規格と同等性を有していることから、補助事業等を活用した有機JAS認証の取得の支援により輸出拡大を推進することが重要です。

◆畜産品

輸出先国・地域の動物検疫や、BSE・豚コレラ・高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)等による輸入禁止や月齢制限等の撤廃・緩和の二国間協議を進め、規制緩和や撤廃に至った場合は、速やかな情報提供等を行い、輸出に向けての体制整備が整うよう補助事業の活用等による支援を行うことが必要です。

ジェットロや全国団体等の協力の下、国内外での商談会や展示会等への出展を通じた食べ方(和食や現地食との融合等)の提案、現地でのカット技術の講習会、食品関連器具等の普及を含めて、一体的に輸出拡大につなげることが重要です。

◆加工食品

清酒や焼酎等の酒類については国別の規制等があることから、各種調査結果の情報提供等を行い、関係機関との情報共有を図り、輸出拡大に結びつけることが重要です。

特に、焼酎については、九州地域の生産量が全国の過半を占めていることから、国税局等との関係機関とも連携し、和食文化とセットの視点も取り入れ、輸出促進のための課題の検証・対応のため、焼酎製造業者等で構成される団体等との連携が必要です。

◆林産物

地域が連携し、まとまった量での輸出が可能となるよう、産地間連携及び輸出港の一元化等を促進することが必要です。

また、低質材といわれる曲がりが大きく価値の低いものについても、地域を越えてまとめる商流の構築が図られるよう、関係機関が検討・協議のできる場を設けることが重要です。

◆水産物

米国や欧州地域への輸出額も多く、HACCP認定施設も複数ある状況ですが、さらなる施設認定の整備に係る補助事業等の情報提供を含め、輸出拡大に向けた取組を促進することが重要です。

2 輸出地域別の課題と今後の方向性

【課題】

- ◆ 輸出先国の地域では、品目ごとに輸出する際に、①植物検疫証明書の添付、②相手国の輸入許可書の取得、③衛生証明書の添付、④二国間合意に基づく検疫条件を満たしたものの、などの輸出条件があり、相手国・地域の必要な条件を満たしているかどうか情報を得る必要があります。
- ◆ 相手国によっては、条件を満たした指定施設でない場合や輸出に関する検疫について協議が整っていないため輸出できない場合があります。
- ◆ 原発事故により相手国が求める、①日付証明、②産地証明、③放射性物質検査証明を発行しています。

【今後の方向性】

- ◆ GLOBALG. A. P. の取得やHACCPを導入した施設整備などに係る補助事業等の情報提供や産地間連携等にロットの拡大に関する関係機関との検討・協議が必要です。
- ◆ 個別事案（米国食品安全強化法に係る詳細規則の改正等）に係るものについては、関係機関への情報提供や周知を図り、基準に対応した生産・加工につながる支援が必要です。

証明書発行件数（九州農政局）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
発行件数(件)	662	5,360	6,062	8,222	8,969

資料：九州農政局調べ

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

- 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった動きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けている国・地域数は事故後の54から33にまで減少）。

◇ 諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成29年3月17日時点）

規制措置の内容	国・地域数	国・地域名
規制措置を完全撤廃した国	21	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、モーリシャス、イラン
一部の都県を対象に輸入停止	9	7 3 韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア (日本での出荷制限品目を停止) 米国、フィリピン
一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	19	インドネシア、アルゼンチン、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、ブルネイ、ニューカレドニア、レバノン ※EU加盟国(28カ国)を1地域とカウント。
自国での検査強化	5	パキスタン、ウクライナ、イスラエル、トルコ、カタール

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物物種についてのみ検査証明書等を要求。

◇ 最近の規制措置が完全撤廃された例

撤廃された年月	国名	緩和された年月	国名	緩和の主な内容
平成25年9月	ベトナム	平成28年1月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等)
平成26年1月	イラク、豪州	1. 2. 3. 4. 7. 8. 9. 10月	英国	輸入停止(福島県産)の一部の品目が順次解除
平成27年5月	タイ	3月	エジプト	検査証明書の対象地域及び対象品目が変更(11都県の全ての食品・飼料-7県の水産物)
11月	ボリビア	6月	ブルネイ	輸入停止(福島県の畜肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品)→検査証明書添付で輸入可能(福島県の全食品が検査証明書の対象に)
平成28年2月	インド	6, 9月	仏領ポリネシア	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等)(9月)
5月	クウェート	7月	カタール	検査報告書(47都道府県)→輸入時サンプル検査
8月	ネパール	10月	イスラエル	輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
12月	イラン、モーリシャス	12月	JAE	輸入停止(12都県の全ての食品・飼料)→解除(野菜、果樹(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に)
		平成29年3月	レバノン	検査証明書の対象地域の縮小(15都県の全ての食品・飼料? 5県のみ)に 全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

九州農政局と九州各県貿易情報センター（ジェトロ）は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を設置しています。是非、ご利用ください。

九州農政局経営・事業支援部地域連携課：TEL 096-211-8607

【お問合せフォーム】 <https://www.contact.maff.go.jp/kyusyu/form/76d7.html>

- ◇ 輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ◇ 輸出に関する各種支援事業 等

- ・ ジェトロ福岡貿易情報センター：TEL 092-741-8783
- ・ ジェトロ北九州貿易情報センター：TEL 093-541-6577
- ・ ジェトロ佐賀貿易情報センター：TEL 0952-28-9220
- ・ ジェトロ長崎貿易情報センター：TEL 095-823-7704
- ・ ジェトロ熊本貿易情報センター：TEL 096-354-4211
- ・ ジェトロ大分貿易情報センター：TEL 096-354-4211
- ・ ジェトロ宮崎貿易情報センター：TEL 0985-61-4260
- ・ ジェトロ鹿児島貿易情報センター：TEL 099-226-9156
- ◇ 輸出先国の基礎情報、マーケット情報、
- ◇ 輸出手続きについて・見本市・商談会に関する情報 等

◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

- 海外の物流では、国内のような一貫したコールドチェーンが整備されていない場合が多く、販路拡大に合わせて物流体制を整える必要があるほか、一定量以上の荷量を確保することも重要です。これらの輸送手段の改善は、海外への輸出増加につながるものですが、国内のニーズにも対応するものです。
- 九州で生産された農産物等を輸出する際、相手国への定期便が出港する港等が九州内にない場合やあっても便数が少ない、あるいは航路の関係で九州外の港等から輸出した方が現地に早く着くなどの場合があり、例えば、九州から羽田空港や神戸港を経由して輸出する場合、九州の各産地から輸出拠点までの国内物流はトラックを主とした長距離輸送が必要となります。
- 鮮度保持機能を有したコンテナによる輸送や輸送費等の関係から複数の農産物を1つのコンテナに積載する混載輸送、荷量の集約によるロットの確保などによる積載率の向上が重要となります。ロットの集約・確保については、特に、九州内外における産地間連携が重要で、産地間による協力によりその改善を進めることが、極めて重要です。

【海路】

船便は単価が安く、比較的貯蔵期間が長い青果物を大量に輸送する場合に適しています。通常はドライコンテナや冷蔵・冷凍コンテナを使用します。九州内の港からのアジア等への輸出は他地域より短時間で、有利と考えられます。

青果物は、時間の経過とともに品質が劣化することから、コンテナ内部を青果物に応じた最適温度で管理したり、窒素や二酸化炭素などを調整して呼吸環境を管理する手法など、鮮度保持の技術が開発されています。

▲先進的輸送技術の実証試験(写真は、CAコンテナを活用した鮮度保持輸送)



事業実施主体
「福岡県産品輸出促進協議会」

【空路】

航空便は単価は高いものの、輸送時間が短く小ロットでも輸送が可能であるため、鮮度の劣化が早いものや少量の食品を輸送する場合に適しています。空路でも九州内の空港からのアジア等への輸出は、他地域より短時間で、有利と考えられます。

保冷(冷蔵・冷凍)機能を持つ小型コンテナや、特別な保冷容器、保冷剤を使用した断熱ボックスなど、小口輸送に適した容器等が必要です。

【容器・包装による鮮度保持や衝撃緩和の技術】

収穫後の青果物は、水蒸気の透過性を持つフィルムや、成熟・老化を促進させるエチレングスを吸着するフィルムなど、包装材料でも鮮度を保持できます。

また、コンテナの積み換え時や、航空機の離陸・発着時の衝撃を抑制するため、空気を内包したビニールシートなど多種の資材が開発され、効果を上げています。

第3章 輸出促進への支援

1 農林水産物の輸出力強化戦略ブロック・県別説明会の開催等

平成28年5月に「農林水産物の輸出力強化戦略」が「農林水産物・地域の活力創造本部」において取りまとめられ、全国10カ所で説明会が開催され、九州ブロック説明会は6月に内閣官房と農林水産省の共催で福岡市で約300名が参加し、開催されました。



九州ブロック説明会

平成29年1月には食料産業局に農林水産物・食品の輸出促進に係る都道府県別担当が設置され、各都道府県、地方農政局、ジェトロ地方事務所等と連携しながら、輸出に意欲のある者が輸出に取組む上での課題を解決できるよう、具体的な事業内容(輸出先、輸出商品、商流、物流等)を把握し、輸出案件の実現に向けたコンサルティングや課題の把握を行い、課題解決のサポートなどにより、契約締結につなげる取組を進めています。



県、ジェトロ等関係機関との意見交換

2 九州農林水産物等輸出促進ネットワークの活動

九州農林水産物等輸出促進ネットワーク(事務局:九州農政局)は、九州地域の輸出業務に関係する機関等との情報交換及び相互連携を図ることを趣旨として、平成19年に設立され、輸出業務に関係する県協議会、県農林水産物関係団体、地方公共団体、国の地方機関や経済団体等が会員となり、輸入規制の緩和状況、国の補助事業、イベント情報など輸出に関する最新情報等をメールにより随時提供し、ネットワーク総会等においてオールジャパンで輸出に取組む団体の取組状況や地域の輸出に係る先進事例の発表、各国の検疫条件や補助事業等の情報提供等を行っています。



輸出促進セミナー

3 ジェトロ商談会

今後輸出が強く期待される国・地域などで開催される海外見本市にジャパンパビリオンを設置し、事業者等と海外バイヤーとが直接商談できる機会を提供したり、主要な輸出先国・地域に輸出志向のある事業者が赴き、日本産食品の取引に関心を持つ現地のバイヤー(輸入業者、卸売業者、小売業者等)との商談会を行い、日本産品の海外での商流を拡大しています。

4 経済界との連携

九州農業成長産業化連携協議会(事務局:九州経済連合会、九州地域産業活性化センター、九州農政局、九州経済産業局)は、平成24年に設立され、同年に輸出部会を設置して九州産農林水産物・食品の輸出拡大に向けて取組を続けています。

主な取組として、平成25年度から毎年日本貿易振興機構(ジェトロ)主催の「日本産農水産物・食品輸出商談会」等に参加し、九州内の各企業等が連携し、輸出拡大を推進する取組を行っています。



商談会場

また、一般社団法人九州経済連合会などが中心となって平成27年に宮崎県経済連と福岡県内企業が出資して九州農水産物直販(株)を設立し、同年から輸出を開始しています。

同社は海外の大手販売業者と連携し、香港の小売店にて、九州地域産を主体とした青果物等を直接販売しています。CAコンテナによる船便での輸送を行い、航空便に比べ香港までの輸送コストは約1/10となり、直接取引による中間流通コストの削減により国内販売価格の約2倍程度での販売が可能となり、アジア中間層の取込みに成功しています。



香港での販売状況

5 規格・認証等

農林水産物や食品を輸出する場合相手国からHACCPの導入が求められたり、海外の小売事業者等からGLOBAL G.A.P.の認証取得が要求されたりし、取得していることによって輸出国での販売が有利に進むことがあります。

国際的に通用するGAPの取得を推進する必要があるため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会での供給に向けても一定レベル以上の普及・拡大が必要です。このため、農林水産省ではGAP取得のための費用を支援しています。

また、地理的表示(GI)として登録することにより地理的表示保護制度を有する外国との二国間等の国際協定によりGIの相互保護が可能となり、差別化が図られることにより農林水産物・食品の輸出促進につながることを期待されます。

6 輸出関係補助事業の活用

農林水産物の輸出力強化戦略に沿ってジャパン・ブランドの確立を目指す品目別団体の育成、産地間連携の促進、輸出環境整備等の取組を支援しています。

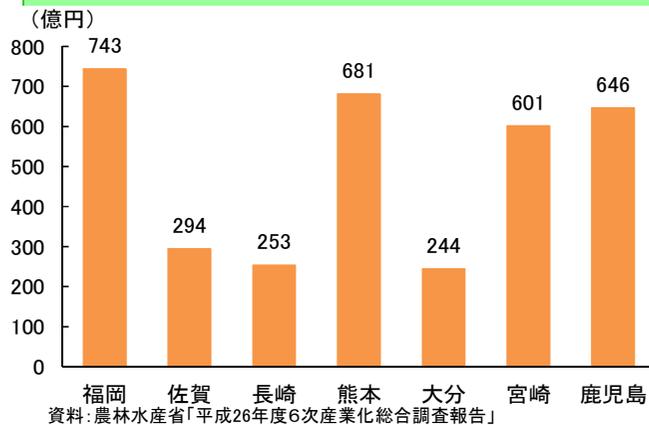
第4章 6次産業化の現状と課題

1 6次産業化の現状

(1)九州における6次産業化の現状

- 農林漁業者が主体となって、農山漁村に由来する農林水産物など豊かな「地域資源」を活用し、新たな地域ビジネスの展開や新たな業態の創出に取り組むことで、地域内における所得と雇用を確保するため、6次産業化の取組を進めています。
- 農林水産省統計部が実施した「平成26年度6次産業化総合調査」報告によると、農産物の加工や農産物直売所などの農業生産関連事業による九州管内の年間総販売金額は3,463億円となっており、全国の18.5%を占めています。

農業生産関連事業の年間総販売金額（平成26年度）



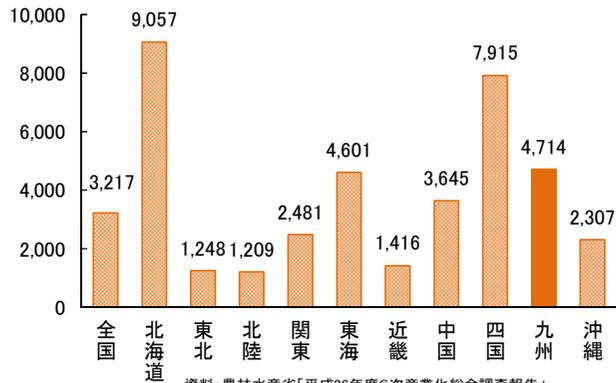
農業生産関連事業における年間総販売金額（平成26年度）

単位：百万円

区分	全国	九州	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
合計	1,867,233	346,272	74,324	29,440	25,315	68,097	24,377	60,083	64,637
(構成比)	(100%)	(18.5%)	(4.0%)	(1.6%)	(1.4%)	(3.6%)	(1.3%)	(3.2%)	(3.5%)
[全国順位]			[4]	[27]	[30]	[5]	[33]	[10]	[6]
農産物の加工	857,678	175,871	29,761	13,712	7,861	32,884	7,576	44,390	39,687
農協等	547,133	117,600	24,610	9,271	4,927	22,246	4,004	27,816	24,725
農産物直売所	935,630	160,575	42,695	14,405	17,083	32,938	15,971	14,387	23,096
農協等	804,179	141,046	38,787	13,826	15,893	25,926	14,564	11,627	20,423
観光農園	36,430	2,549	680	217	96	645	251	245	415
農家民宿	5,406	350	13	13	74	72	91	44	44
農家レストラン	32,089	6,927	1,175	1,092	200	1,559	488	1,017	1,396

資料：農林水産省「平成26年度6次産業化総合調査報告」

農産物の加工1事業体当たり年間販売金額（平成26年度）



農業生産関連事業の事業体数及びに従事者数（平成26年度）

単位：事業体、百人

区分	全国	九州	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
事業体数	60,400	7,790	1,830	480	690	1,490	1,010	1,040	1,250
(構成比)	(100%)	(12.9%)	(3.0%)	(0.8%)	(1.1%)	(2.5%)	(1.7%)	(1.7%)	(2.1%)
農産物の加工	26,660	3,730	890	210	340	780	450	560	510
農協等	1,600	310	70	20	20	60	40	40	60
農産物直売所	23,710	2,770	590	200	220	540	380	330	510
農協等	10,730	1,660	270	160	160	290	290	180	310
従事者数	4,415	600	136	43	49	109	64	78	121
雇用人数	2,446	364	86	26	26	71	33	47	76

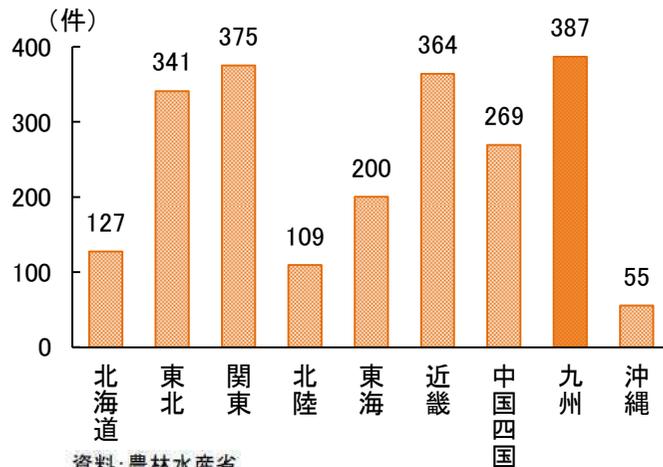
資料：農林水産省「平成26年度6次産業化総合調査報告」

(2) 6次産業化の取組の推移(総合化事業計画認定状況)

本文P100~101

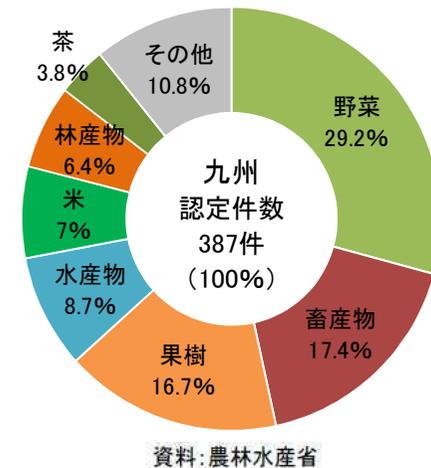
○「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消費)」に基づき、農林漁業者が作成する農林水産物等の生産及び加工・販売を一体的に行う事業活動に関する計画である総合化事業計画の認定を行っています。

総合化事業計画の認定件数
(平成29年3月31日現在)



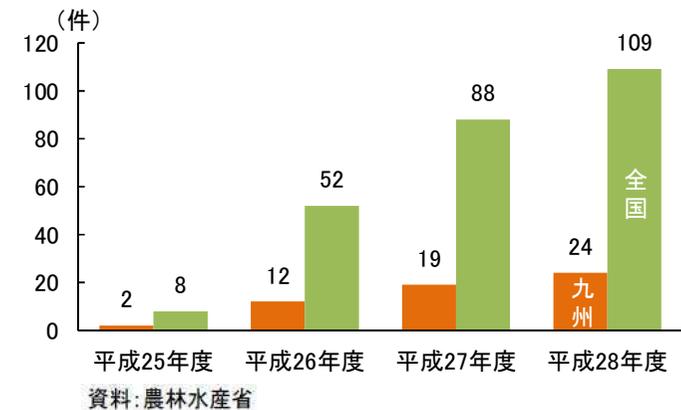
◆九州の総合化事業計画の認定件数は、387件で全国の17.4%を占め、ブロック別にみて最も多い認定件数となっています。

総合化事業計画の対象農林水産物の割合
(平成29年3月31日現在)



◆対象農林水産物については、野菜29.5%、畜産物17.2%、果樹16.8%の順となっており、全国に比べると畜産物の割合が高くなっています。

農林漁業成長産業化ファンド出資決定件数



◆官民連携した資本形成によるファンドである(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を平成25年2月に設立し、6次産業化の資金需要に対し、出資等による支援を行っています。

対象農林水産物の割合(九州)



注:複数の農林水産物を対象としている場合は、全てをカウントしています。

◆九州において出資が行われた事業体の事業内容を見ると、畜産物、園芸作物等の割合が多くなっています。

農林漁業成長産業化ファンドのスキーム



2 総合化事業計画の取組状況と課題

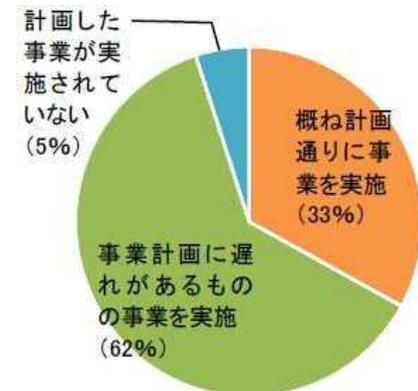
本文P102~104

○ 農林水産省では、全国の認定事業者に対し、定期的・継続的な支援を行うため、総合化事業計画の進捗状況及び経営状況を把握・分析し、その結果に応じたサポート活動を行っています。

(1) 総合化事業計画の進捗状況

総合化事業計画は、売上高や所得の向上を目的として、3年～5年を計画期間として取組を進めるものであり、取組開始後の経過年数に応じて、計画の達成状況が異なりますが、計画通りに事業を進めるためには、事業者自らの努力のみならず、取組の段階に応じて関係機関の連携による支援が重要です。

総合化事業計画の進捗状況



資料：農林水産省

(2) 認定事業者の売上高

認定事業者の平成27(2015)年3月末時点での直近決算における経営全体の売上高は、1事業者当たり約131百万円となっています。これを取組期間別に申請時の売上高からの増減率をみると、1年間、2年間の取組で約21%、3年間の取組で約30%、4年間の取組が約32%となっており、それぞれ申請時から増加しています。

認定事業者の売上状況

単位：100万円

区分	1年間の取組			2年間の取組			3年間の取組			4年間の取組			
	申請時	1年後	対申請時比	申請時	2年後	対申請時比	申請時	3年後	対申請時比	申請時	4年後	対申請時比	
経営全体	個人	18	19	105.6%	20	24	120.0%	20	25	125.0%	43	50	116.3%
	法人	138	167	121.0%	134	162	120.9%	128	166	129.7%	134	180	134.3%
	全体	110	133	120.9%	107	129	120.6%	99	129	130.3%	105	139	132.4%
6次産業化関連	個人	9	10	111.1%	12	15	125.0%	11	14	127.3%	20	27	135.0%
	法人	65	76	116.9%	52	70	134.6%	61	85	139.3%	65	93	143.1%
	全体	52	61	117.3%	43	57	132.6%	48	66	137.5%	51	72	141.2%

資料：農林水産省

申請時と比較した総合化事業計画で用いる農林水産物等及び新商品の売上高の増減

区分	増加	減少	増減なし
4年間	73.8%	21.9%	4.2%
3年間	75.5%	21.9%	2.6%
2年間	71.3%	23.9%	4.8%
1年間	62.5%	25.7%	11.8%

資料：農林水産省

(3) 売上高・利益が減少した認定事業者が抱える課題

売上高減少の要因としては、総合化事業に取り組む上で、加工における加工原料の調達や農林水産物等の直売において販売する農林水産物そのものであり、6次産業化に取り組むにあたって、安定した生産が求められます。

販売については、「市場価格の変動等による農林水産物単価の下落」、「新商品の目新しさが薄れるなど、市場における陳腐化」、「営業活動不足、販売担当者の退職に伴う営業力低下」等が挙げられています。

利益が減少した要因をみると、売上高の低下よりも経費の増加が多くあげられ、新たな事業開始に伴う人件費や減価償却費等の増加などが収益を圧迫しているものと考えられます。

3 6次産業化の方向性と補助事業等の活用

- 明確な事業戦略の下、付加価値の高い農林水産物の生産、新商品開発など初期段階の課題を一つ一つ乗り越え、商品の量産体制を築き、市場への提供へつなげていくことが重要です。
- このため、九州農政局では地域の6次産業化等に関する戦略の策定や地域ぐるみの6次産業化の取組を進めるとともに、意欲ある農林漁業者等の皆様が主体となって6次産業化に取り組めるよう、取組の発展段階に応じた支援を行っています。

(1) 地域ぐるみの6次産業化の取組

地域において農林漁業、商工、金融等の幅広い関係者が参画した推進協議会の設置を促すとともに、地域資源を活用した新商品の開発、学校給食等における地場食材の利用拡大や加工機械の整備など、地域ぐるみの6次産業化を支援しています。

(2) 6次産業化プランナーによる支援

国では中央・都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して、新商品の販路開拓や加工技術の相談等に関する支援を実施しています。

(3) 商品開発や販路開拓に係る課題への対応

6次産業化における商品開発は、出口戦略が弱い商品開発となる傾向が散見されます。販売拡大を目指すためには、販売対象を明確にするとともに、消費者や実需者等のニーズを踏まえたマーケットインによる商品開発が重要です。
この改善措置として、6次産業化プランナーによる支援に加え、新商品開発や販路開拓等を支援する6次産業化ネットワーク活動推進交付金の活用を促しています。

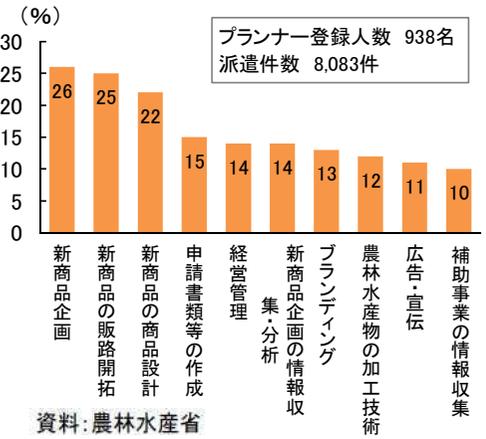
(4) 補助事業(ハード事業)による支援

認定事業者を対象に融資を活用した加工・販売施設等の整備を支援するため、6次産業化ネットワーク活動整備交付金等を措置しており、平成23年度4次補正予算から平成27年度当初予算までの間に、全国で485件の支援を行っています。

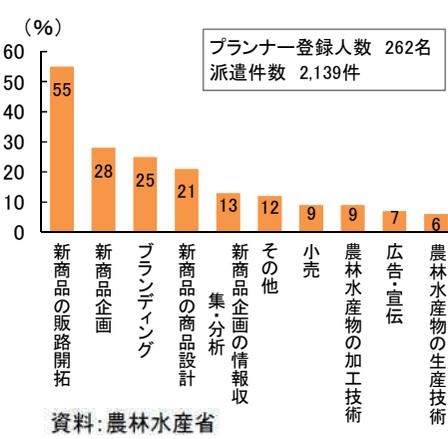
(5) 農林漁業成長産業化ファンドの活用

株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じて、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を行っています。

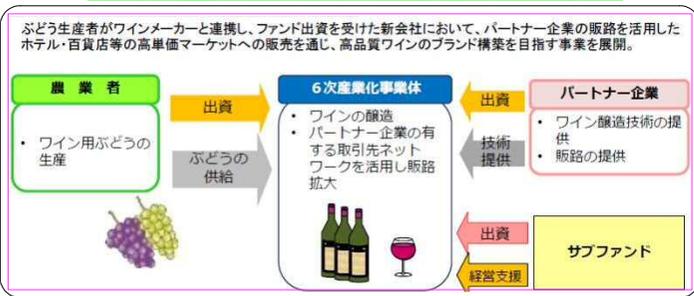
6次産業化プランナー派遣状況 (都道府県サポートセンター)



6次産業化プランナー派遣状況 (中央サポートセンター)



農林漁業成長産業化ファンドを活用した6次産業化事業の例



○動向編

第1章 九州農業の動向

◆九州の農業構造の変化

本文P111~112

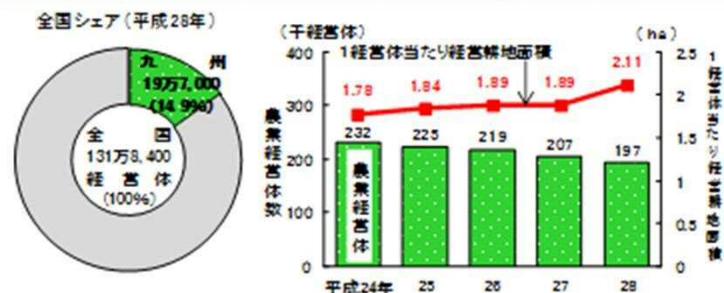
農業経営体

農業経営体数は19万7,000経営体で、前年に比べ約1万400経営体（5.0%）減少しました。一方、1経営体当たりの経営耕地面積は2.11haとなり、前年に比べ11.6%（0.22ha）増加しました（図1-1）。

組織経営体

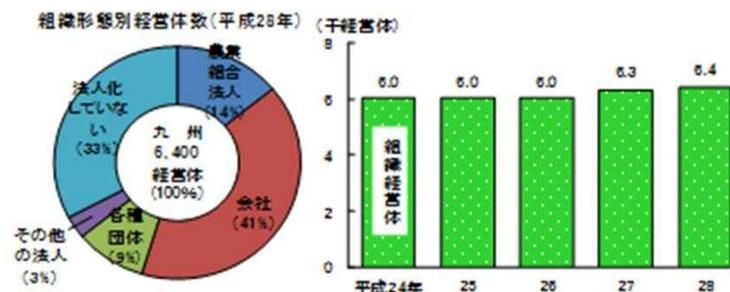
組織経営体数は6,400経営体で、前年に比べ100経営体（1.6%）増加しました。また、組織形態別は、「会社※2」41%、「農事組合法人※3」14%、「各種団体※4」9%、「その他の法人※5」3%、法人化していない経営体33%となりました（図1-2）。

図1-1 農業経営体数と1経営体当たり経営耕地面積の推移



資料：平成27年値は、「2015年農林業センサス」結果であり、それ以外は「農業構造動態調査」結果である。

図1-2 組織経営体数の推移



資料：平成27年値は、「2015年農林業センサス」結果であり、それ以外は「農業構造動態調査」結果である。

- ※2 会社は、会社法に基づく株式会社、合名・合資会社、合同会社及び保険業法に基づく相互会社をいう。
- ※3 農事組合法人は、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
- ※4 各種団体は、農協、森林組合、農業共済組合、農業関係団体、又は、森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。
- ※5 その他の法人は、農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人等が該当する。

◆農業経営の動向

本文P113~114

農業産出額

平成27（2015）年の農業産出額は1兆7,541億円で、畜産及び野菜の価格が上昇し、前年に比べ524億円（3.1%）増加となりました。

部門別では、畜産が7,736億円で全体の44.1%を占め、次いで野菜が4,727億円、米1,666億円、果実1,170億円となっています。

県別では、鹿児島県4,435億円（全国3位）、宮崎県3,424億円（同5位）熊本県3,348億円（同6位）が全国上位となっています。（図1-5）。

農業経営

平成27（2015）年施設野菜作経営における農業粗収益は、果菜類の価格の上昇により、前年に比べ12.0%増加し、1,583万円となりました。

一方、農業経営費は雇用労賃等の増加により、前年に比べ3.3%増加し、869万円となりました。この結果、農業所得は前年に比べ24.6%増加し、714万円となりました（図1-8）

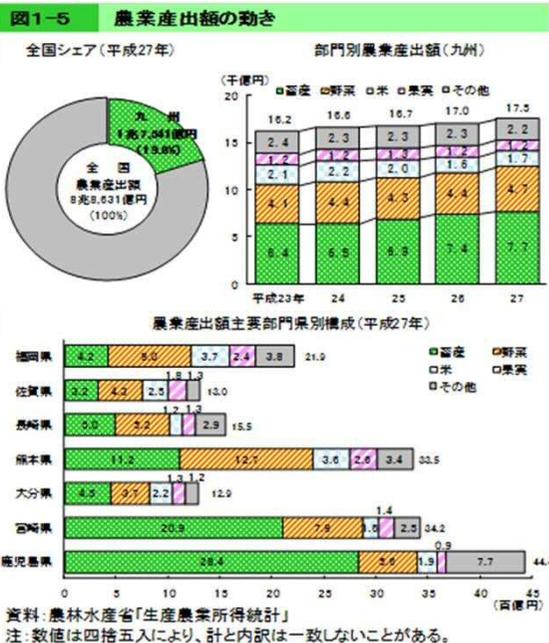
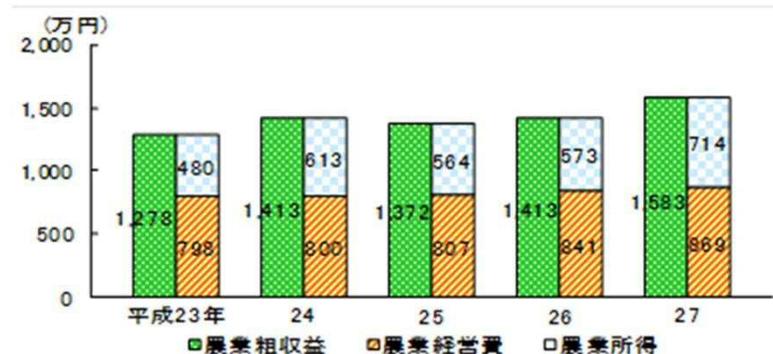


図1-8 1経営体当たり経営収支(施設野菜作経営)



◆農畜産物の動向

本文P115~119

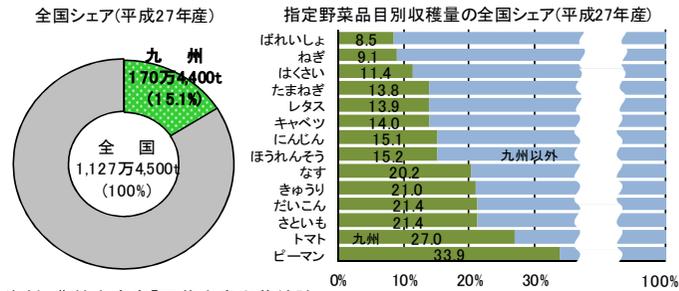
野菜

平成27(2015)年産の九州における指定野菜(14品目)の収穫量は、約170万4,400tで全国の15.1%を占めています。九州で全国シェアの高い品目は、ピーマン(全国シェア33.9%)、トマト(同27.0%)、さといも(同21.4%)、だいこん(同21.4%)、きゅうり(同21.0%)等となっています(図1-14)。

畜産

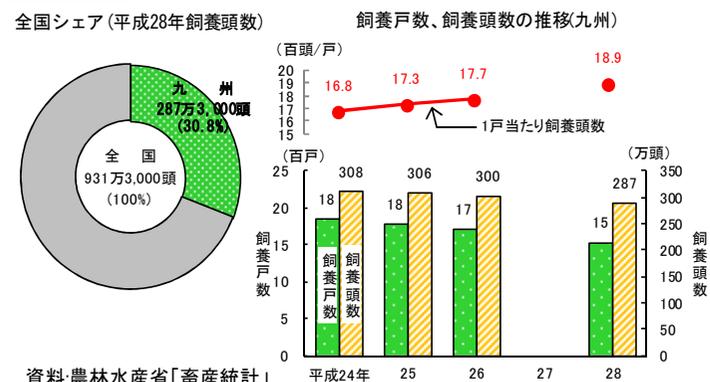
平成28(2016)年2月1日現在の肉用牛、豚、ブロイラーの飼養戸数と飼養頭数は、前年に比べそれぞれ減少していますが、1戸当たりの飼養頭数は肉用牛、豚で増加、ブロイラー26年並みとなっています(図1-19、図1-20、図1-22)。

図1-14 指定野菜(14品目)収穫量等の動き



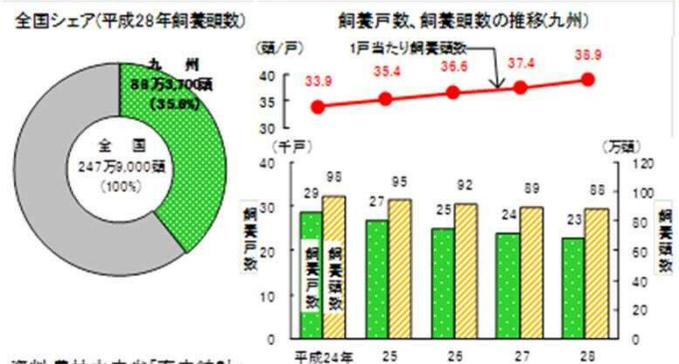
資料:農林水産省「野菜生産出荷統計」
注:野菜生産出荷統計は主産県調査となっており、指定野菜(14品目)の収穫量は非主産地(にんじんの佐賀県、ピーマンの福岡県、佐賀県、長崎県)を除いた合計値。

図1-20 豚飼養頭数等の動き



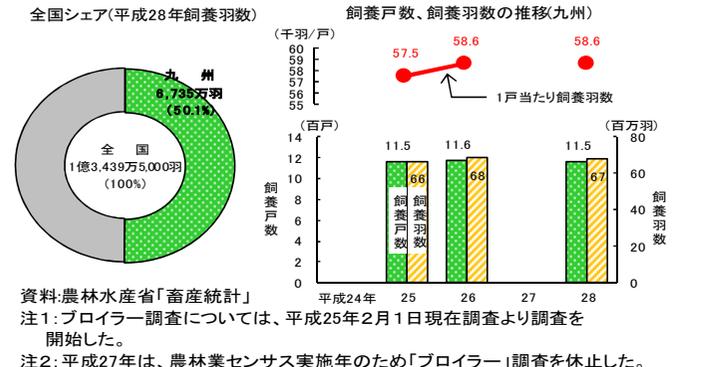
資料:農林水産省「畜産統計」
注:平成27年は、農林業センサス実施年のため「豚」の調査は休止した。

図1-19 肉用牛飼養頭数等の動き



資料:農林水産省「畜産統計」

図1-22 ブロイラー飼養羽数等の動き



資料:農林水産省「畜産統計」
注1:ブロイラー調査については、平成25年2月1日現在調査より調査を開始した。
注2:平成27年は、農林業センサス実施年のため「ブロイラー」調査を休止した。

第2章 食料自給率向上と食の安全の確保に向けた取組

◆農業競争力プログラム

本文P120~121

- 平成28（2016）年12月9日には、TPP協定の承認と関連法案が成立しました。農林水産省としては、「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえ、農林水産業の体質強化を引き続き推進していきます。
- 平成28年11月に、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するための施策を盛り込んだ「農業競争力強化プログラム」が決定され、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中に位置づけられました。

◆農業競争力強化プログラムの内容や説明動画等について、地方参事官を中心として、県、市町村、農業団体、農業者等に対して周知活動を実施しました。



会議で説明する地方参事官

プログラムに盛り込まれた13の改革

- 1 生産資材価格の引下げ
- 2 農産物の流通・加工の構造改革
- 3 人材力の強化
- 4 戦略的輸出体制の整備
- 5 原料原産地表示の導入
- 6 チェックオフの導入
- 7 収入保険制度の導入
- 8 土地改良制度の見直し
- 9 農村の就業構造の改善
- 10 飼料用米の推進
- 11 肉用牛・酪農の生産基盤強化
- 12 配合飼料価格安定制度の安定運営
- 13 生乳の改革

◆食育と地産地消の推進

本文P125~128

農林水産省では、第3次食育推進基本計画の周知及び推進を図るとともに、日本型食生活の推進、地産地消推進の取組を行っています。

食育の推進

◆平成29年2月28日に熊本市で、食育活動に取り組んでいる方々を集め、「つなげよう郷土料理」をテーマに「食育アイランド九州交流会」を開催しました



食育アイランド九州交流会の様子(熊本市)

地産地消の推進

◆「地産地消給食等メニューコンテスト」において、「福岡県物産観光展示室よかもんカフェ(福岡県福岡市)」が農林水産大臣賞を受賞しました。



福岡県物産観光展示室よかもんカフェ
受賞作品「よかもん弁当」

◆食の安全と消費者の信頼確保

本文P129～136

- GAPを取得するために必要な初期費用を支援し各産地で認証取得拡大を図ります。
- 特定家畜伝染病の発生に備えた防疫作業の研修や演習の実施を行っています。
- 各作物の病害虫防除やまん延の防止に取り組んでいます。
- 食品安全に係る施策の情報提供や知識の普及を目的に意見交換会等を行っています。

農業生産工程管理(GAP)の推進

◆農水省ガイドラインに即したGAPに基づき生産され、県等の公的機関の第三者確認を受ける仕組みが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会における食材調達基準に位置づけられました。この基準に適応した仕組みを導入する産地の取組を支援しています。

九州の農作物の主要な産地884産地のうち、GAPが導入されている産地は25%の220産地となっています。

家畜の伝染性疾病への対応

◆家畜伝染病が発生した場合には、できる限り迅速に消毒ポイントの設置や発生農場での防疫作業に取り組む必要があります。このため、発生場所や規模等に応じて派遣職員を即座に決定できるよう防疫作業に関する研修を実施しています。



平成28(2016)年12月の熊本県発生農場での防疫作業 (写真熊本県提供)

効率的・効果的な病害虫防除に向けた取組

◆昨年、西日本のタマネギの産地で発生した「タマネギベト病」の被害拡大では佐賀県、関係機関と情報を共有し、防除技術の開発と普及に向けた取組への支援を行いました。

消費者に対する情報提供とニーズの把握

◆消費者の部屋特別イベントとして、平成28年8月3～4日に「しとっと？国のお仕事～夏休み見学デー～」を開催しました。



しとっと？国のお仕事
～夏休み見学デー～会場内の様子

第3章 農業の持続的発展に向けて

◆人と農地の問題を解決する取組

本文P139~150

○ 新規就農者の育成確保

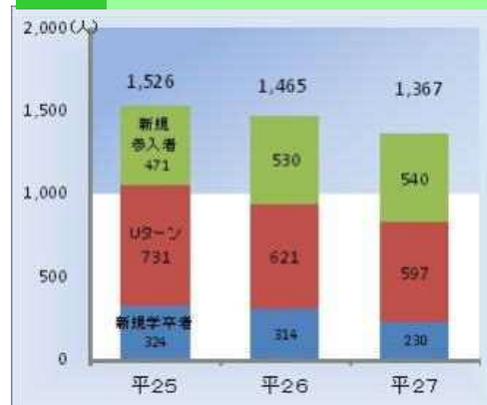
平成27年の九州の新規就農者数は1,367人で、前年に比べ98人(7%)減少しましたが、新規参入者(非農家出身者で新たに就農した者。)は増加傾向で推移しています(図3-1)。

○ 農業経営の法人化等

平成29年2月1日現在の集落営農数(概数値)は2,478組織で、うち法人数は673となっており、福岡県と大分県の2県で68%を占めています(表3-3)。農地所有適格法人の数は、平成28年1月1日現在で2,829法人で、会社法人形態によるものが全体の約7割を占めています(表3-4)。

九州では、平成28年6月末現在で、234の一般法人が計282haの農地を借受け、農業経営を行っています。改正農地法の施行後の1年当たり平均参入数は36法人で、改正前と比較すると約5倍のペースで参入が進んでおり、改正農地法の効果が着実に現れています。(表3-5)。

図3-1 新規就農者の推移(九州)



資料:九州農政局調べ



農業参入した(株)九電工のオリーブ園(熊本県天草市)

表3-3 集落営農数(平成29年2月1日現在(概数値))

単位:集落営農

県名	集落営農数	うち法人	
		うち法人化計画を策定	うち法人
福岡県	601	127	253
佐賀県	569	325	68
長崎県	121	36	45
熊本県	410	259	49
大分県	527	74	203
宮崎県	111	1	25
鹿児島県	139	15	30
九州計	2,478	837	673
全国計	15,136	3,715	4,694

表3-4 農地所有適格法人数(平成28年1月現在)

単位:法人、ha

県名	計	形態別				
		株式会社	特別有限会社	農事組合法人	その他	
福岡県	407	108	101	191	7	
佐賀県	142	51	52	39	-	
長崎県	204	89	93	39	3	
熊本県	491	180	208	84	19	
大分県	499	122	119	192	6	
宮崎県	418	175	194	35	14	
鹿児島県	728	232	403	84	9	
計	2,829	937	1,170	664	58	
構成比	100%	33%	41%	23%	2%	
(参考)27年	2,592	825	1,154	563	50	
(参考)全国	28年	16,207	4,851	6,411	4,555	390
	27年	15,106	4,245	6,427	4,111	323

表3-5 一般法人の農業参入の状況(平成28年6月現在)

単位:法人、ha

県名	改正前参入数(前年4-12)	改正後参入数(前年12-108.6)	借入面積	組織形態別			業種別							
				株式会社	特別有限会社	NPO等	食品関連産業	農・畜産業	建設	製造	その他卸売・小売業	NPO法人	その他	
福岡県	3	36	36	25	8	3	5	12	10	3	-	1	1	9
佐賀県	-	11	5	8	-	3	-	6	-	-	-	-	3	2
長崎県	4	18	12	12	1	5	3	1	2	-	-	3	9	
熊本県	4	70	129	48	8	14	14	22	4	4	7	5	14	
大分県	6	28	37	16	6	6	5	12	4	-	1	1	5	
宮崎県	-	25	23	19	2	4	2	11	2	-	-	-	10	
鹿児島県	29	46	41	27	10	9	11	8	10	2	-	3	12	
九州計	46	234	282	155	33	48	47	70	25	6	9	16	61	
1年当たり平均参入数	7	36	増加率(%)	508%										

◆ 農業所得増大に向けた取組

本文P157~164

○ 地理的表示を活用した地域ブランドの振興

「地理的表示保護制度」は、地域活性化に重要な役割を担ってきた地域産品の名称を「地理的表示」として登録し、地域共有の財産として保護することを目的としています。

◆ 平成27（2015）年度に九州から登録された、「八女伝統本玉露」「鹿児島壺造り黒酢」「くまもと県産い草」「くまもと県産い草畳表」の4産品に加え、平成28（2016）年12月に「くにさき七島藺表」が登録されました（図3-16）。

九州から登録されている5産品（平成29年3月現在）

登録番号第5号 八女伝統本玉露（八女伝統本玉露推進協議会）

生産地：福岡県内
特性
 茶葉収穫前に稲わら等の天然資材で被覆することにより「濃い香」といわれる香り成分の含有量が高い茶葉が生産される。味は濃厚で非常にうま味が強く、「まるやか」で「こく」がある。



登録番号第7号 鹿児島壺造り黒酢（鹿児島県天然つぼづくり米酢協議会）

生産地：鹿児島県霧島市福山町及び隼人町
特性
 屋外に並べた壺を使って仕込み発酵するという独特な製法による米黒酢。発酵に6か月以上、熟成に6か月以上の長期熟成から生まれる特有の香りとまるやかな酸味。



登録番号第8号 くまもと県産い草（団体：八代地域農業協同組合、熊本宇城農業協同組合、球磨地域農業協同組合）

生産地：熊本県八代市、八代郡氷川町、宇城市、球磨郡あさぎり町
特性
 委長が長く畳表の製織に適した熊本県優良指定品種（ひのみどり、夕風、ひのはるか）を用い、伝統的な「泥染め」製法により光沢や色調を整えた良質ない草。



登録番号第8号 くまもと県産い草、登録番号第9号 くまもと県産い草畳表（団体：八代地域農業協同組合、熊本宇城農業協同組合、球磨地域農業協同組合）

生産地：熊本県八代市、八代郡氷川町、宇城市、球磨郡あさぎり町
特性
 栽培から加工・製織までの行程を一貫して行い、泥染めされたい草を使用し、揃いの長さで製織することにより、色合いや品種特性が統一された高品質な畳表。



図3-16 登録産品（平成28年12月7日登録）

登録番号第22号 くにしき七島藺表（団体：くにさき七島藺振興会）

生産地：大分県国東市、杵築市



特性
 亜熱帯性の植物である七島藺を、筵と同じ製織方法で織り上げた畳表。原料、織り方の違いから、い草の畳表よりも強度があり、自然で素朴な仕上がりがなる。独自の風合いは、関東圏を中心に人気が高い。

◆九州における農産物の生産振興・消費拡大

本文 P165~185

○ 米

米粉の利用量は、平成24(2012)年以降年間で2万トン前半で推移しています。そのため、民間では米粉の更なる利用拡大に向け、製粉コスト低減の取組のほか、グルテンを使用しない米粉商品の開発を行っています。なお、九州の米粉生産の5割強を占める熊本製粉(株)では、平成28(2016)年より輸出も開始しています。



米粉を使った親子料理体験

○ 野菜 九州の農業産出額に占める野菜の割合は27%で、畜産の44%に次ぐ重要な品目となっています。特に、熊本県のトマト、すいか、宮崎県のきゅうりの産出額は全国1位で、全国2位、3位の品目も多くなっています(図3-20)。

表3-20 九州の主要野菜の全国シェア (平成27年野菜産出額)



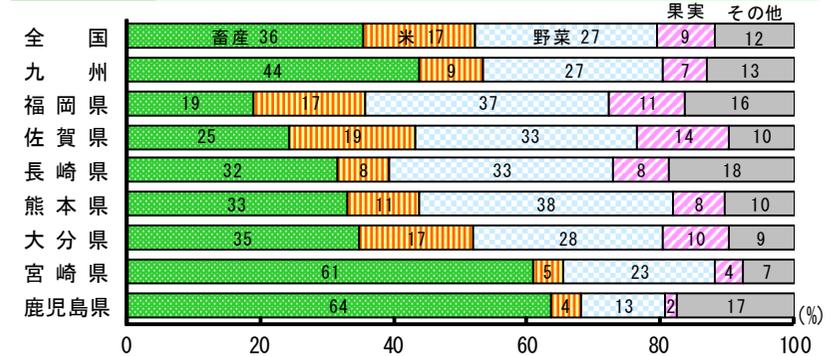
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

○ 畜産、飼料作物等

畜産は九州の農業産出額の4割を占め、全国有数の畜産地帯となっています(図3-30)。

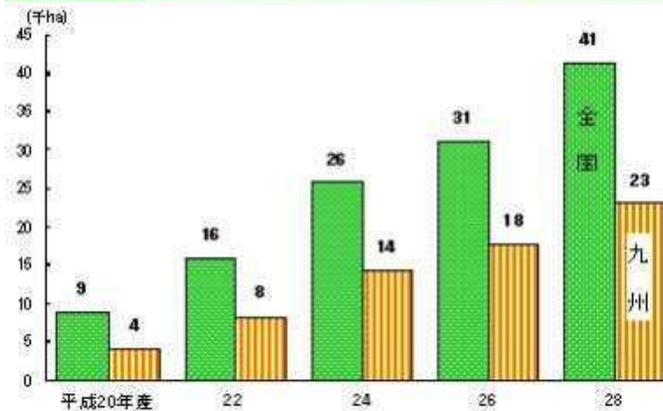
九州では粗飼料増産の取組が積極的に行われ、特にWCS用稲(稲発酵粗飼料用稲)の作付面積が大幅に増加しています(図3-35)。

図3-30 農業産出額の部門別構成割合 (27年)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」
注：数値は四捨五入により、一部、計は100にはならない。

図3-35 WCS用稲の作付面積の推移(全国・九州)



資料：九州農政局調べ

第4章 地域資源を活かした農村の振興・活性化

◆農山漁村活性化の取組

本文P192~194

- 九州地域の様々な自然や農林漁業、郷土料理や伝統芸能等の地域資源を活かして、都市住民が農山漁村での滞在を楽しむ体験活動などの取組を推進しています。

【廃校を活用したイベント交流の取組】

やまとちよう
(熊本県山都町)

住民総参加型の手作りイベントで、地域住民と来訪者の交流を深めています。



食の文化祭の様子

【第7回大分・安心院スローフード感謝祭】

グリーン・ツーリズム実践者の交流を目的に「究極の地産地消祭り安心院方面の食の総出演」をテーマに開催されました。



食事会の様子

【産業活性化施設による地域活性化】

かしまし
(佐賀県鹿島市)

産業間の連携を通じた加工品の開発など、地域活性化を図るための施設「海道しるべ」が平成26年にオープン。開所以来多くの商品が生まれ、農業振興にもつながっています。



開発商品 (一部)

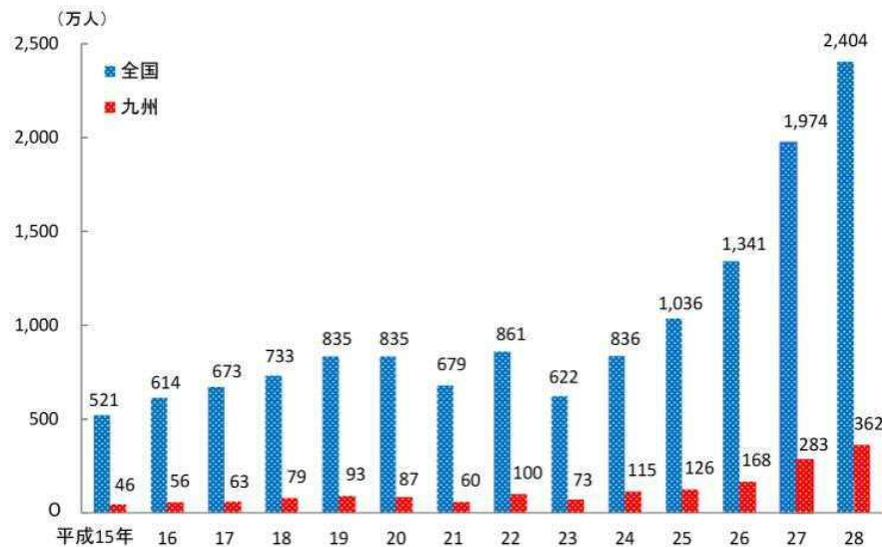
◆訪日外国人旅行者(インバウンド)の受入拡大

本文P195~196

- 九州農政局では、訪日外国人旅行者を農山漁村に誘致し、農山漁村を活性化する取組を推進しています。

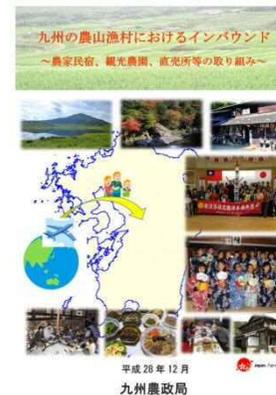
平成28年に九州に入国した訪日外国人旅行者は、362万人と過去最高を記録(図4-1)。

図4-1 訪日外国人旅行者の推移



資料: 全国は日本政府観光局公表資料、九州は法務省「出入国管理統計」

九州農政局では、「九州の農山漁村におけるインバウンド～農家民宿、観光農園、直売所等の取り組み～」を昨年12月に公表し、冊子を作成しました。また、テレビ大分が作成した農家民宿等農林漁業体験のPR番組を、熊本地震により減少した外国人観光客誘致のため、台湾のケーブルテレビや九州内のBSフジで放映しました。



取組事例等をまとめた冊子
「九州の農山漁村における
インバウンド」



テレビ大分番組作成の様様

◆農業・農村機能の維持と地域資源の保全

本文P198~202

○ 農業・農村の持つ多面的な機能

多面的機能の発揮につながる農業・農村の活性化の取組と農業・農村のもつ多面的な役割と、その恩恵を広く消費者に感じ、気づいていただく活動を展開しています。

農業・農村の持つ多面的機能の発揮につながる取組

◆ 景観保全機能



棚田のあかり

くぎの さむかわ
水俣市久木野地域の寒川集落は、日本の棚田百選にも選ばれている美しい石積みの棚田地域です。「棚田あかり」イベントなど、都市住民との交流を行っています。

◆ 地域社会の振興機能

さかたに
宮崎県日南市の酒谷地区では、地域が誘致した「道の駅酒谷」で棚田米や団子・漬物等の加工品開発・販売など農業所得向上の取組を行い、地域への集客・雇用に寄与しています。



地域づくりの拠点「道の駅酒谷」

○ 中山間地域等の活性化に向けて

中山間地域は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観を形成するとともに、重要な農業地域です。

平成12年度から「中山間地域等直接支払制度」が導入されており、本制度によって、農地や水路・農道等の維持管理のほか、機械・農作業の共同化、農産物の加工・販売、都市住民との交流等、農業のみならず地域の活性化につながる様々な取り組みが展開されています。

中山間地域等直接支払制度を活用した取組

きたやまかみ
◆鹿児島県始良市北山上集落では、中山間地域等直接支払制度を活用して、平成28年4月に都市と農村の交流人口の拡大を目的とした「れんげの里プロジェクト」を発足させ、29年4月には「れんげの花見」イベントを開催しました。



れんげの里の風景



れんげの花見をする参加者

◆ 荒廃農地の現状と解消に向けた取組

本文 P 205～207

平成27年の「再生利用が可能な荒廃農地」は2万4,729haで、このうち「再生利用された面積」は2,175haとなっています(表4-2)。

荒廃農地の解消のため、九州の各県、市町村では耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した、雑木の除去や土作り等荒廃農地の再生利用に向けた取組のほか、県単独事業等を活用した、農地再生や農業施設の整備等の取組が進められています。

区分	荒廃農地面積 (ha)			再生利用された面積 (ha)
	荒廃農地面積 (ha)	再生利用が可能な荒廃農地 (ha)	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地 (ha)	
全国	283,119	123,839	159,279	11,371
九州	69,996	24,729	45,267	2,175
福岡県	4,304	2,108	2,196	183
佐賀県	4,829	2,744	2,086	101
長崎県	19,425	4,950	14,475	617
熊本県	9,598	4,560	5,037	389
大分県	9,988	2,010	7,978	132
宮崎県	2,756	1,357	1,399	220
鹿児島県	19,097	7,001	12,097	532
(参考) 九州(26年)	68,228	26,400	41,828	2,042

資料: 農林水産省「平成27年の荒廃農地の面積について」

新シルク蚕業構想による荒廃農地再生利用

◆ ^{やまがし} ^{こさか} 熊本県山鹿市小坂地区の標高600mの山上に広がる「天空桑園」では、約25haの広大な荒廃農地を再生利用して、蚕の餌となる桑の栽培が行われています。これは、山鹿市と出版社の株式会社あつまるホールディングス(本社:熊本県熊本市)が進める一大プロジェクト「新シルク蚕業構想」の一環であり、世界初、世界最大規模の周年無菌養蚕工場を核とした、新たなシルク産業を創生するという構想です。現在、プロジェクトの核となる「周年無菌養蚕工場」の建設工事が平成29年4月末の完成を目指して進んでおり、5月以降には新たな養蚕システムによる試験操業が開始される予定です。標高600mの山上に広がる「天空桑園」



◆鳥獣被害とその対策

本文 P 208~210

九州での平成27年度の野生鳥獣による被害額は約29億円で、このうち、獣類が78%（イノシシが52%、シカ16%、サル5%）、鳥類が22%（カラスが10%、ヒヨドリ6%）となっています（図4-8）。

平成20年から、被害防止計画を作成した市町村に国が財政上の措置を講じる「鳥獣被害防止特措法」が施行され、地域主体の取組は着実に進んでいます。また、鳥獣被害防止総合対策交付金により鳥獣被害対策実施隊による捕獲等の被害防止活動、侵入防止柵の整備及び捕獲機材（わな）の購入、ICT等を用いた被害防止活動に対する支援を実施しています。

さらに、九州各地の取組事例等を九州農政局ホームページ「鳥獣害対策情報」のコーナーに掲載し、各地域での被害防止活動の推進及び有害鳥獣の食肉利用（ジビエ）の普及を図っています。

図4-8 獣種別農作物被害額（九州）



資料：農林水産省



カメラによる遠隔操作を利用したICT大型誘導捕獲罠

平成28年度 鳥獣被害対策優良活動表彰

【くまもとジビエ研究会（熊本県熊本市）】 《農林水産大臣賞（捕獲鳥獣利活用部門（団体））》

「くまもとジビエ研究会」では、県内外における商談会の開催や、流通卸の参入による「くまもとジビエ」の流通体制の整備に積極的に取り組んでいます。

また、飲食店での調理研修や県内の調理師専門学校では、全国で初めてジビエの解体・調理の授業を正式カリキュラムに導入しました。



常盤学院授業風景